

Q 1ヶ月変形労働時間制の時間外労働はどのように計算すればよいか

A

これについては、次の通達が示されています（昭和63. 1. 1基発1号）。

（1）1日については、就業規則その他これに準ずるものにより8時間を超える時間を定めた日はその時間を、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間

（2）1週間については、就業規則その他これに準ずるものにより40時間を超える時間を定めた週はその週の所定労働時間を、それ以外の週は40時間を超えて労働した時間（（1）で時間外労働となる時間を除く）

（3）変形期間については、変形期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（（1）（2）で時間外労働となる時間を除く）

このように、（1）（2）（3）の3段階でチェックすることとなります。1日単位や1週間単位でみると時間外労働にはなりません、変形期間単位でみると時間外労働になる場合がありますので注意が必要です。

なお、1年単位の変形労働時間制の場合も同様の考え方をします。